鴻巣中央小学校　　いじめ防止基本方針の改訂について　抜粋

※赤字は、改訂部分

〇実態把握の方法と支援

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

〇早期発見のための手立て

教職員の児童観察

背景にある事情や児童の感じる被害性に着目するなど、日頃から児童の見守りや信頼関係を築くよう心がける。

児童からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底する。

〇いじめが「解消している」状態とは、

・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも３か月を経過していること。
ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要と判断される場合は、上記の目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

〇重大事態への対応

重大事態の意味

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。　（いじめ防止対策推進法第２８条第１項第１号）

「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身または、財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況にとに着目して判断する。

・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。　（いじめ防止対策推進法第２８条第１項第２号）

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日をめやすとする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめ防止等のための対策組織の設置

構成員

この組織は、本校の生徒指導部会を母体とし、教職員、心理・福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等により構成する。